

## 廃棄物管理施設の設工認に係る行政相談について

### 1. 設工認の要否について

廃棄物管理施設では、新規制基準対応以外に下記2件の案件を予定している。

この2件の案件については、当該設工認に記載した設計条件及び図面を含む設計仕様を変更するものではないことから、設工認申請は必要ないと考えている。

設工認が必要な場合は、新規制基準の審査の一環として審査していただきたく、最終設工認の一部として設工認申請書の補正を考えている。

#### (1) $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置制御設備の更新

$\beta \cdot \gamma$  焼却装置は、可燃性  $\beta \cdot \gamma$  固体廃棄物 A を焼却・減容する装置である。

$\beta \cdot \gamma$  焼却装置制御設備は、焼却装置の運転を監視・制御するものであり、保守部品の廃番、メンテナンス保守の終了により高経年化対策として更新する。更新にあたり、焼却装置の運転の監視・制御の方法、安全機能（警報や安全制御機能等）に変更はない。また、設工認申請書における設計条件及び図面を含む設計仕様の記載事項に変更はない。

#### (2) 管理機械棟の耐震補強

管理機械棟は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）の構造で、液体廃棄物の処理施設の分析フード、計測制御系統施設の集中監視設備、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟廃棄設備を収容している耐震Cクラスの建家である。

管理機械棟は、耐震診断結果において、保有水平耐力比が1未満と診断されたことから、地震時における安全性を確保するため耐震補強工事を行う。

耐震補強工事は、補強ブレースの追加であり、設工認申請書における設計条件及び図面を含む設計仕様の記載事項に変更はない。

### 2. 一部使用承認について

4月末に申請する設工認は、新規制基準対応の工事を伴うものであるが、昨今の半導体不足等工事資材の調達が困難な状況から工事が予定どおり進まず、全ての廃棄物管理施設検査の合格を得て新規制基準の適合確認を完了するまでに大洗研究所内の運転廃棄物が満杯になるリスクがある。設工認認可後に、このリスクが顕在化する可能性が生じた場合は、廃棄物管理の事業に関する規則第7条に基づき、その後の使用前

確認にて一部使用承認を得て、放射性廃棄物の種類ごとに段階的に対象施設を使用することを考えている。

一部使用承認に当たり、設工認申請書において、先行して使用する必要性、当該施設の独立性、当該施設が適合すべき技術基準の範囲等を記載することが必要と認識しているが、一本化申請の設工認において、認可後に部分的な一部使用承認が可能なのか、可能であれば、その手続きについて確認したい。

以上